

来年度に小学校入学を予定している
お子さんの保護者の方へ

天童市教育委員会

小学校入学準備金のお知らせ

天童市教育委員会では、経済的理由でお子さんを小学校に通わせることが困難な保護者に対し、学用品及び通学用品の購入に必要な経費の一部を入学前に支給する制度を設けております。

◆支給を希望される方は、下記をお読みいただき、直接、教育委員会まで申請してください。

1 支給を受けることができる要件

(1) 令和8年4月に天童市立小学校に入学を予定している天童市在住のお子さんをお持ちの保護者の方

(2) 生活保護に準ずる程度に困窮（収入が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯）し、次の①～⑥のいずれかに該当している世帯（準要保護世帯）が対象となります。

- ① 児童扶養手当を受給
- ② 市県民税の非課税
- ③ 税金の減免
- ④ 国民年金の掛金の減免または猶予
- ⑤ 国民健康保険税の減免または猶予
- ⑥ 生活福祉資金の貸付を受けている

【参考】

家 族 構 成			収入の目安
母36歳	子6歳	借家の場合	約299万円
母36歳	子6歳 子3歳	借家の場合	約344万円
父42歳	母35歳 子6歳	借家の場合	約364万円
父42歳	母35歳 子6歳	持家の場合	約295万円
父42歳	母35歳 子6歳 子3歳	借家の場合	約400万円

※あくまでも目安額です。家族の年齢や人数、収入の種類等によって、額は異なります。

裏面もあります。

2 申請から支給までの流れ

- (1) 10月1日（水）から市教育委員会窓口にて申請書を交付します。（市ホームページからもダウンロードできます）
- (2) 必要書類（収入に関する証明等）を添付して、教育委員会教育総務課まで提出してください。提出期限：令和7年12月15日（月）
- (3) 添付していただいた書類に基づき審査のうえ、1月下旬に決定通知書を送付します。
- (4) 支給の決定がされた方には、2月中旬までに請求書兼口座振替依頼書を提出していただきます。
- (5) 3月中旬に指定口座に振込いたします。

3 その他

- (1) 小学校入学準備金と就学援助は別の手続きになります。

入学後の就学援助を希望する場合は、あらためて就学援助の申請が必要です。手続きについては、12月～1月頃に小学校から案内があります。

- (2) 就学援助の新入学児童学用品費と小学校入学準備金について

小学校入学準備金（入学前に支給）と新入学児童生徒学用品費（入学後に支給）は、どちらも新入学にあたっての学用品及び通学用品に要する経費の一部を支給するものですが、重複して受けられません。

新入学児童学用品費と入学準備金は額が異なる場合もありますので、ご了承ください。上のご兄弟が、すでに就学援助を受けている方でも、小学校入学準備金の支給を希望する場合は、今回申請が必要になります。

問合せ

天童市教育委員会教育総務課 Tel654-1111（内線812）